

令和8年度ショートムービーを活用した観光プロモーション業務 受託事業者募集に係る質問への回答について

令和8年5月15日

奈良県観光局地域観光課長

令和8年度ショートムービーを活用した観光プロモーション業務受託事業者募集について、令和8年5月14日までに届いた下記の質問事項に回答いたします。

	ご質問内容	回答
1	提案を作る上で「ロケ地エリアや観光素材(食、社寺、観光施設、イベント、自然、風景、せんとくん等)」とあるが、奈良市とそれ以外のエリアの割合はすべて並列でよろしいでしょうか。また、重点的に抑えたいエリアや観光素材はございますでしょうか。	エリアについては、仕様書4(1)に示すとおり、県内各地からバランス良く割り付けてください。それぞれの割合や取り上げる素材・本数については、提案によるものとします。
2	効果測定指標を設定する上で、現状のデータを開示してもらうことは可能でしょうか。	別紙にてご確認ください。
3	企画・制作のかかる人員(クリエイター)の扱いについて。 ・その人員が出演した動画を公式で発信する前提でよろしいでしょうか。 ・すべての動画に彼らが出演していることが必要でしょうか。 ・戦略的にインフルエンサーの出演がない動画があることに問題はございませんでしょうか。 ・出演ではなく、撮影・演出のみでのかわりでも問題ございませんでしょうか。 ・拡散の施策の一環で、その人員の持つアカウントで発信してもらうことは可能でしょうか。	・人員(クリエイター)が制作をした動画(人員の出演を含む)を奈良県観光プロモーションアカウントにて発信することを想定しています。 ・すべての動画に人員(クリエイター)が出演することは必須ではありません。戦略的に出演がない動画があることに問題はありません。提案によるものとします。 ・拡散施策の一環として人員(クリエイター)のアカウントで発信をしていただくことは可能です。なお、発信内容、手法については県との協議の上実施するものとします。
4	投稿前に必要な承認期間(クリエイティブチェック期間)の目安があればご教示ください。	5営業日程度を目安にしてください。ただし、修正等がある場合、追加で時間を要する場合があります。
5	TikTokを含むSNS投稿は県が行うとありますが、受託者が各SNSの管理画面にて操作することは一切ございませんか。	動画投稿については、基本的には県で行うことを想定しています。ただし、動画投稿及び広告配信等の作業を県職員以外の人物がSNS管理画面より実施する場合、県との協議の上実施するものとします。
6	既存動画の分析結果の提供データ範囲をご教示いただけますか。	別紙にてご確認ください。なお、受託事業者へは、TikTokアカウント内で一般的に確認できるインサイトデータ等を共有いたします。

7	TikTok広告の実施が必須とされていますが、委託料の中で広告配信費に充てるべき最低金額や目安はありますか。	提案によるものとします。
8	企画提案書の仕様で「ページ上限20ページ(表紙を除く)」とありますが、「もくじ」を採用した場合は「もくじ」は1ページカウントの認識でよろしいでしょうか。	質問内容どおりの認識で問題ありません。
9	分析データ・ツールへのアクセス権限について 効果測定・分析を実施するにあたり、既存観光サイトのGA4や、公式TikTok(及びInstagram、YouTube)アカウントのインサイトデータについて、受託者が随時確認できる権限(閲覧権限等)は付与いただけるのでしょうか。	現状公開できるデータは、別紙にてご確認ください。受託事業者へは、必要に応じて権限を付与いたします。また、TikTokアカウント内で一般的に確認できるインサイトデータ等を共有いたします。
10	投稿作業の役割分担について TikTok以外のSNS(Instagram、YouTube等)への投稿についても、投稿作業やタイミングの管理は県側で行うという認識でよろしいでしょうか。また、その際のキャプション(投稿文)やハッシュタグ、サムネイル画像等の設定素材は、受託者が用意して県に納品する運用を想定されていますでしょうか。	質問内容どおりの認識で問題ありません。投稿作業や管理は基本的には県職員が行います。なお、県職員以外の人物が実施する場合、県との協議の上実施するものとします。投稿にかかるキャプション・ハッシュタグ・サムネイル等の設定素材は、受託事業者が制作し、納品していただくことを想定しています。
11	インフルエンサーの出演について 起用するインフルエンサー(クリエイター)が、制作する動画内に直接出演し、ナビゲーター等として登場すること自体は可能(差し支えない)という認識でよろしいでしょうか。	質問内容どおりの認識で問題ありません。
12	追加広告の費用負担について 仕様書4(2)に『目標達成が困難と見込まれると県が判断した場合、県と協議の上、追加で広告を実施するなど目標達成に向けた取組を行う』とあります。この『追加で実施する広告等の費用』は、あらかじめ今回の委託料(上限300万円)の中に予備費として含めて見積もっておく必要があるのでしょうか。それとも、別途県側で費用負担される(または受託者の持ち出しとなる)想定でしょうか。	委託上限額の中で運用してください。県から費用を追加することは想定していません。また、予備費として見積もりすることは必須とする内容ではなく、提案によるものとします。
13	クリエイター自身のSNSでの発信について 仕様書7において成果物の著作権は県に譲渡されると規定されていますが、本プロモーションの認知度向上や県公式アカウントへの誘導(フォロワー獲得)を目的として、県と事前の協議・承認を得ることを前提に、起用したクリエイター自身のSNSアカウントを通じて告知や関連発信を実施することは可能でしょうか。	可能です。なお、発信内容、手法については県との協議の上実施するものとします。